

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年3月 9日

新型コロナ作業部会確認 令和3年3月10日

事業名 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染
対策用エアートント等の賃貸借（単価契約）

案件名

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本件は、競技会場等において新型コロナウイルス感染症の疑い症状を呈する体調不良者を一時的に隔離するためのエアートントを借り入れるものであり、新型コロナウイルス感染症対策調整会議の中間整理において必要性が示されている事業である。</p> <p>このため、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費として負担する事項と考える。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本件は、大会運営の一環として行う事業であり、競技会場等における医療サービスの提供に係る既存事業との一体性を保つ必要のある事業である。よって、組織委員会が一括して執行した方が効率的かつ効果的と考える。</p>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、	<p>本件エアートントの賃貸借は、新型コロナウイルス感染症対策調整会議の中間整理においても実施することが示されている事業であり、新型コロナウイルス感染症が疑われる者を隔離することでアスリート等への適切な医療の提供を可能とするだけでなく、各会場を安心・安全な環境に保つために必要不可欠である。</p>	
納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること		

	納 得 性	<p>本件調達においては、複数者から見積りを徴取し、比較検討の上、金額を計上していることを確認した。</p> <p>一般競争入札によって委託業者を決定することにより、一般的な市場価格が反映されることを確認した。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本件は、アスリート等に医療の機会を提供する為に必要な事業であり、公費負担の対象として適切といえ、V5 予算内に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p>		